



ますので、御趣旨も十分承りましたので、今後十分の検討を進めてまいりたい所存であります。

○田邊委員 われわれの主張と趣旨を生かして今後に対処していただくように心からお願ひいたします。

さらに、いま申し上げた法案の中における一般廃棄物のうちで、特に家庭から排出されるもの——粗大ごみ等を除きまして、純粋に家庭が日常の生活の中から排出をするものについては、これは当然無料とすべきであるというふうにわれわれは考えておるわけでありまして、これに対して厚生大臣はいかなる所見をお持ちであり、いかなる決意と方針をお持ちであるか、この際明らかにしていただきたいと思ひます。

○内田国務大臣 これも先般来御議論がございましたとおりでございます。一般廃棄物の処理に對する手数料につきましては市町村が定めることになっておりますが、一般廃棄物のうち家庭ごみなどについてその実態を見ますと、だんだんと無料の扱いをする市町村が増加してきているところでもあり、御趣旨のような方向で今後とも努力してまいりたいと思ひます。

○田邊委員 ひとつ、残余の問題もありますけれども、いま質問を申し上げたことを含めて、今回の法律の中身が国民生活、都市に集中をするところの市民生活に對して快適な生活が保持できるように、そして今後の日本の産業の発達と国民生活の向上に資するような十分な施策をやられるように特にお願ひをいたしまして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○倉成委員長 これにて本案についての質疑は終局いたしました。

○倉成委員長 ただいままでに委員長の手元に、伊東正義君、田邊誠君、大橋敏雄君及び田畑金光君から修正案が、また寺前巖君から修正案が、それぞれ提出されております。

廃棄物処理法案に対する修正案

(伊東正義君外三名提出)

廃棄物処理法案の一部を次のように修正する。題名を次のように改める。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

日次中「第四条」を「第五条」に、「第五条」を「第六条」に、「第八条」を「第九条」に、「第九条」を「第十条」に、「第十四条」を「第十五条」に、「第十五条」を「第十六条」に改める。

第一条中「廃棄物を適正に処理すること等」を「廃棄物を適正に処理し、及び生活環境を清潔にすること」に改める。

第三条第二項中「努めなければならない」を「しなければならない」に改める。

第十五条を削る。

第三章第十四条を第十五条とする。

第十三条第三項中「第十一条」を「第十二条」に改め、同条第四項中「第六条」を「第七条」に改め、同条を第十四条とする。

第十二条を第十三条とし、第九条から第十一条までを順次一條ずつ繰り下げる。

第八条第四項中「第六条」を「第七条」に改め、第二章同条を第九条とする。

第七条第一項中「第十条」を「第十一条」に改め、同条を第八条とする。

第六条第二項中「計画に適合するものであり」の下に、「当該市町村による一般廃棄物の収集、運搬及び処分が困難であり」を加え、同条を第七条とする。

第五条第四項中「(占有者がない場合には、管理者とする。以下同じ)」を削り、同条を第六条とする。

第一章第四条の次に次の一條を加える。

(清潔の保持)

第五条 土地又は建物の占有者(占有者がない場合には、管理者とする。以下同じ)は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保つように努めなければならない。

2 建物の占有者は、建物内を全般にわたつて清潔にするため、市町村長が定める計画に従ひ、大掃除を実施しなければならない。

3 何人も、公園、広場、キャンプ場、スキー場、海水浴場、道路、河川、港湾その他の公共の場所を汚さないようにしなければならない。

4 前項に規定する場所の管理者は、当該管理する場所の清潔を保つように努めなければならない。

5 市町村は、必要と認める場所に、公衆便所及び公衆用ごみ容器を設け、これを衛生的に維持管理しなければならない。

6 便所が設けられている車両、船舶又は航空機を運行する者は、当該便所に係るし尿を環境衛生上支障が生じないように処理することに努めなければならない。

第十六条中「第五条」を「第六条」に改める。

第二十四条第一項中「第七条」を「第八条」に、「第十四条」を「第十五条」に改め、同条第二項中「第十一条」を「第十二条」に改める。

第二十五条中「第六条第一項、第八条第一項若しくは第十三条第一項」を「第七条第一項、第九条第一項若しくは第十四条第一項」に、「第六条第六項(第八条第四項及び第十三条第四項)を「第七条第六項(第九条第四項及び第十四条第四項)に改める。

第二十六条中「第七条第三項若しくは第十四条第三項」を「第八条第三項若しくは第十五条第三項」に、「第十二条第四項」を「第十三条第四項」に改める。

第三十条中「第七条第一項又は第十四条第一項」を「第八条第一項又は第十五条第一項」に改める。

附則第二条第一項中「廃棄物処理法第六條第一項」を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第七條第一項」に改め、同条第二項中「廃棄物処理法」を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に改める。

附則第四条中「『清掃』を「廃棄物の処理」に改める」を「『下水道』の下に、「『廃棄物の処

理」を加える」に改める。

附則第七条中「廃棄物処理法」を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に改める。

附則第八条中「廃棄物処理法(昭和 年法律第 号)第五条第一項」を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 年法律第 号)第六条第一項」に改める。

附則第九条及び附則第十条中「廃棄物処理法」を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に改める。

附則に次の一條を加える。

(海洋汚染防止法の一部改正)

第十二条 海洋汚染防止法の一部を次のように改正する。

第十条第二項第三号中「廃棄物処理法」を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に、「第五条第三項又は第十二条第二項」を「第六条第三項又は第十二条第二項」に改める。

附則第五条中「廃棄物処理法」を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に改める。

第二条第三項中「のうち、燃えがら、汚でい、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物」を削る。

第三条第二項中「努めなければならない」を「しなければならない」に改める。

第五条第一項中「の処理について、一定の計画を定めなければならない」を「を自から処理しなければならない」に改め、同条第二項中「の規定により定められた計画に従つて、同項」を削り、同条第六項中「同じ、条例で定めるところにより、手数料を徴収することができ」を「同じしては、手数料を徴収しないように努めなければならない」に改める。

第六条第一項ただし書を削り、同条第二項中「前条第一項の規定により定められた計画に適合するものであり」を「当該市町村による一般廃棄物の収集、運搬及び処分が困難であり」に改める。

第九條第二項を次のように改める。

2 市町村は、小規模事業者の事業活動に伴って生ずる産業廃棄物の処理をその事務として行なうことができる。

第九條第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 事業者は、適正な処理が困難となる廃棄物を生ずるおそれがある施設等で政令で定めるものを設置し、変更し、又は移動しようとするときは、条例で定めるところにより、あらかじめ、都道府県知事の許可を受けなければならない。第十四條第一項中「に届け出なければならない」を「の許可を受けなければならない」に改める。

第十五條第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 ふん尿は、厚生省令で定める基準に適合した方法によるものでなければ、肥料として使用してはならない。

第十七條を次のように改める。

(製造、加工、肥料等の許可)

第十七條 事業者は、その製造、加工、販売等に係る製品、容器等が廃棄物となつた場合においてその適正な処理が困難となるおそれがあるものとして政令で定めるものについて、製造、加工、販売等を行うときは、厚生省令で定めるところにより、あらかじめ、厚生大臣の許可を受けなければならない。

第二十二條各号列記以外の部分中「補助することができる」を「補助しなければならない」に改め、同条第一号中「設置」の下に「及び一般廃棄物の収集、運搬及び処分」を加える。

第二十五條中「若しくは第十三條第一項」を「、第九項第三項、第十三項第一項、第十四條第一項若しくは第十七條」に改める。

第三十條中「又は第十四條第一項」を削る。

附則中第十一條を第十二條とし、第四條から第十條までを順次一條ずつ繰り下げる。

附則第三條の次に次の一條を加える。

(一般廃棄物処理業に関する措置)

第四條 市町村は、この法律の施行の日から起算して二年以内に、改正後の廃棄物処理法第六條第一項の規定による許可を受けて一般廃棄物の収集、運搬又は処分を業とする者の行なう事業を、自から又は委託して行なうようにしなければならない。

○倉成委員長 順次、趣旨の説明を聴取いたします。まず、伊東正義君。

○伊東委員 私は、ただいま議題となっておりま

す。その要旨は、第一は、廃棄物の処理のみならず、清掃もこの法律の対象であることを明確にするため、題名を廃棄物の処理及び清掃に関する法律とするとともに、第一条のこの法律の目的に、生活環境を清潔にするという表現を加える等の修正を行なうこととあります。

第二は、事業者の製造、加工、販売等にかかる製品、容器等が廃棄物となつた場合において、その適正な処理が困難になることのないようにしなければならぬこととして、事業者の責務を強化したこととあります。

第三は、一般廃棄物処理業の許可の条件について、市町村による一般廃棄物の処理が困難である場合を加えたこととあります。

以上のほか、所要の条文整理をいたしております。以上であります。

何とぞ委員各位の御賛成をお願い申し上げます。

○倉成委員長 次に、寺前厳君。

○寺前委員 ただいま議題となっておりま

その要旨は、三つの問題点を持っております。

第一番目は、原案でありますところの政府の法案、これは市民生活を中心とした従来の清掃法を受け継ぐというわけには必ずしも言い切れないという性格を持っております。この点で必要な改正を考えたものであります。

第二番目の問題点は、国の責務がきわめて不十分であることとあります。

国が、家庭用品の中に入り込んでくるこれらの廃棄物の困難な問題点に対する責務を負うこと、そして、同時に財政上の責務においてもきわめて弱いという問題があります。

第三点は、ここでお出されたところの原案、これはたして産業廃棄物を責任をもって正しく処理することになるかといえ、きわめて疑問を多く持っている。

こういう三つの点において、私は原案を支持するわけにいかず、ここに修正を出すわけであります。

何とぞ委員各位の賛成をお願いいたします。

○倉成委員長 両修正案について御発言はありませんか。

○倉成委員長 なければ、これより産業廃棄物処理法案、これに対する伊東正義君外三名提出の修正案、寺前厳君提出の修正案を討論に付するのであります。討論の申し出がありませんので、順次採決いたします。

まず、寺前厳君提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○倉成委員長 起立少数。よって、本修正案は否決されました。

次に、伊東正義君外三名提出の修正案について採決いたします。

(賛成者起立)

○倉成委員長 起立総員。よって、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいまの修正部分を除いて、原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○倉成委員長 起立総員。よって、産業廃棄物処理法案は、伊東正義君外三名提出の修正案のごとく修正議決すべきものと決しました。

○倉成委員長 この際、伊東正義君、田邊誠君、大橋敏雄君及び田畑金光君から、本案について附帯決議を付すべしとの動議が提出されておりますので、その趣旨の説明を求めます。田邊誠君。

○田邊委員 私は自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党を代表いたしまして、本動議について御説明を申し上げます。

産業廃棄物処理法案に対する附帯決議(案) 政府は、本法の実施にあつては、特に次の事項について配慮すべきである。

一 産業廃棄物の処理にあつては、これを再生利用し、資源化することを重視し、必要な処理技術の研究開発について特段の努力をすること。

二 産業廃棄物の処理は、事業者自らの責任で適正に行なうべきものであり、その処理を安易に都道府県又は市町村の行なう処理事業に委ねることのないように運用すること。

三 産業廃棄物の範囲を定める政令の制定にあつては、その範囲を狭く限定することによつて一般廃棄物の範囲を不当に拡大することのないよう留意すること。

四 市町村が行なう一般廃棄物の処理に要する費用については、住民の負担を軽減するよう努めること。

五 一般廃棄物処理施設設置費に対する国庫補助率を引き上げる等国庫補助の内容の改善に

努めるとともに、産業廃棄物処理施設設置費

についても財政上の措置を考慮すること。

六 海洋に投入処分できる廃棄物を定める場合

は、海洋を汚染し、自浄作用の限界をこえる

ことのないよう慎重に配慮すること。

七 便所が設けられている国鉄等の車輛につ

て衛生的にし尿処理ができる設備を早急に整

備するため、関係各省庁の間において具体的

方針を明確にし、処置を講ずること。

八 廃棄物処理施設の整備計画については、昭

和四十六年度を初年度とする五ヶ年計画を策

定し、その実施に努めること。

九 廃棄物処理事業に従事する技術者の養成及

びその事業に従事する者の労働条件の改善を

図り、また、適正な人員配置を行なうこと。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○倉成委員長 本動議について採決いたします。

本動議のごとく決するに賛成の諸君の起立を求

めます。

〔賛成者起立〕

○倉成委員長 起立総員。よって、本案につい

ては、伊東正義君外三名提出の動議のごとく附帯決

議を付することに決しました。

この際、厚生大臣より発言を求められておりま

すので、これを許します。内田厚生大臣。

○内田国務大臣 ただいま御決議のごさいました

附帯決議につきましては、その御趣旨を十分尊重

し、政府といたしましても努力する所存でありま

す。

○倉成委員長 次に、自然公園法の一部を改正す

る法律案を議題といたします。

質疑はありませんか。——なければ、本案につ

いての質疑は終局いたしました。

○倉成委員長 次に、討論に入るのであります

が、申し出がありませんので、直ちに採決いたし

ます。

○倉成委員長 本案に賛成の諸君の起立を求め

ます。

〔賛成者起立〕

○倉成委員長 起立総員。よって、自然公園法の

一部を改正する法律案は、原案のとおり可決すべ

きものと決しました。

○倉成委員長 この際、伊東正義君、田邊誠君、

大橋敏雄君及び田畑金光君から、本案について附

帯決議を付すべしとの動議が提出されております

ので、その趣旨の説明を求めます。大橋敏雄君。

○大橋敏雄委員 私は、自由民主党、日本社会

党、公明党及び民社党を代表いたしまして、本動

議について御説明を申し上げます。

案文を朗読して説明にかえさせていただきます。

自然公園法の一部を改正する法律案に対

する附帯決議(案)

政府は、自然公園の保護を強化するため、次

の事項について配慮すべきである。

一 汚水排水設備の新設等に際しては、その資

金に対する金融上の措置を講ずること。

二 湖沼等を指定した際に設置している施設

よりの汚水の排出及び特別地域内の河川への

汚水の排出については、適切な行政指導等を

行なうこと。

三 汚水排出許可基準の設定に際しては適正を

期すること。

四 特別地域内の民有地買上制度を今後さらに

拡充すること。

五 管理体制の充実を図るため、国立公園管理

事務所の増設及び管理員の増員を行なうこ

と。

六 自然保護思想の徹底を期するため、自然保

護憲章が早急に制定されるよう努力するこ

と。

七 自然公園内の自然環境の保護のため、森林

をはじめとする植生の保護復元に努めるこ

と。

八 自然公園内における清掃の実施等その清潔

の保持に要する費用に対し財政上の援助措置

について特に配慮すること。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○倉成委員長 本動議について採決いたします。

本動議のごとく決するに賛成の諸君の起立を求

めます。

〔賛成者起立〕

○倉成委員長 起立総員。よって、本案につい

ては、伊東正義君外三名提出の動議のごとく附帯決

議を付することに決しました。

この際、厚生大臣より発言を求められておりま

すので、これを許します。内田厚生大臣。

○内田国務大臣 ただいま御決議のありました附

帯決議につきましては、御趣旨を十分尊重して、

政府といたしましても善処する所存でございます。

○倉成委員長 次に、毒物及び劇物取締法の一部

を改正する法律案を議題といたします。

質疑はありませんか。——なければ、本案につ

いての質疑は終局いたしました。

○倉成委員長 次に、討論に入るのであります

が、別に申し出もありませんので、直ちに採決い

たします。

○倉成委員長 本案に賛成の諸君の起立を求め

ます。

〔賛成者起立〕

○倉成委員長 起立総員。よって毒物及び劇物取

締法の一部を改正する法律案は、原案のとおり可

決すべきものと決しました。

○倉成委員長 この際、伊東正義君、田邊誠君、

大橋敏雄君及び田畑金光君から、本案について附

帯決議を付すべしとの動議が提出されております

ので、その趣旨の説明を求めます。田畑金光君。

○田畑金光委員 私は、自由民主党、日本社会党、公

明党及び民社党を代表いたしまして、本動議につ

いて御説明申し上げます。

案文を朗読して説明にかえさせていただきます。

毒物及び劇物取締法の一部を改正する法

律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の実施にあつては、特に次の

事項について、配慮すべきである。

一 毒物又は劇物の運搬についての安全基準を

定めるにあつては、毒物、劇物関係取締官

庁間において緊密な協議をし、また、毒物、

劇物運搬業者の管理監督についても相互協力

をすること。

二 無機シアン化合物を取り扱うメッキ業者の

排出する無機シアン化合物を含有する廃液の

処理について、管理監督を強化すること。

三 農薬の事故防止のため、農薬の正しい取扱

い方、中毒時の応急措置などの周知徹底を図

ること。

四 毒物又は劇物を使用した家庭用品の表示に

ついては、正確にかつ具体的に明示する等抜

本的改善を図ること。

五 毒物又は劇物の運搬業者又は処理業者につ

いて、毒物及び劇物取締法による登録業者と

することを検討すること。

六 毒物劇物営業業者等が廃棄物の回収等の命令

に従わない場合の罰則について検討するこ

と。

七 毒物及び劇物の指定にあつては、単に急

性毒性のみならず、催奇性等も考慮し、総合

的に毒性の判断を行なつて指定するようにす

ること。

八 毒物及び劇物の監視体制を強化し、特に毒

物劇物監視員の充実を図ること。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○倉成委員長 本動議について採決いたします。

本動議のごとく決するに賛成の諸君の起立を求

めます。

〔賛成者起立〕

○倉成委員長 起立総員。よって、本案につい

ては、伊東正義君外三名提出の動議のごとく附帯決

議を付することに決しました。

この際、厚生大臣より発言を求められておりま

すので、これを許します。内田厚生大臣。

○内田国務大臣 ただいま御決議のごさいました

附帯決議につきましては、その御趣旨を十分尊重

し、政府といたしましても努力する所存でありま

す。

○倉成委員長 次に、討論に入るのであります

が、申し出がありませんので、直ちに採決いたし

ます。

○倉成委員長 本案に賛成の諸君の起立を求め

○倉成委員長 起立総員。よって、本案については、伊東正義君外三名提出の動議のごとく附帯決議を付することに決しました。

この際、厚生大臣より発言を求められておりますので、これを許します。内田厚生大臣。

○内田国務大臣 ただいま御決議のありました附帯決議につきましては、御趣旨を十分尊重して、政府といたしましても対処する所存でございます。

なお、先般来慎重御審議をいただきました公害関係三法律案につきまして、本日御可決をいただきます、まことにありがとうございます。

○倉成委員長 おはかりいたします。

ただいま議決いたしました三案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思存しますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり。

○倉成委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○倉成委員長 次に、厚生関係の基本施策に関する件について調査を進めます。

質疑の申し出がありますので、これを許します。田邊議員。

○田邊議員 今国会は公害国会といわれまして、国民のいろいろな災害に対してこれを救済する措置を講ずることをわれわれは検討してまいりました。イタイイタイ病、水俣病あるいはその他カドミウム汚染等によるところの被害者の救済はきわめて緊急を要するものであります。公害に悩むところの国民に対して国が責任を負うべきことは当然でありますけれども、しかしまた、いま日本の国にはそれ以外にいろいろと大きな病氣、困難な病氣にかかっておる国民も多いのであります。私が本日特に大臣に対して伺いたいのは、いわゆる小児ガンといわれておる子供の難病につ

いてであります。この小児ガンによるところの死亡は、現在明確ではありませんけれども、年間二千人に及ぶといわれております。子供の病氣の中では死亡率は第一位を占めるといわれておるのであります。しかもこの特徴は、ガン細胞の発達がきわめて早い。したがって、年間四千人余の罹病の中でその半数以上が死亡するという悲惨な状態でありまして、さらには、子供にかかる病氣であり、しかも治療が長くかかり、治療費が高い、そういった点から見て、若い親たちにとってはきわめて負担が多いということでありまして、この経費負担にたえかねるという悲惨な叫びが随所に起こっている状態でありまして、

小児ガンは、専門的にいえばいろいろございまして、すなわち血液のガンでございまして、一時は化学療法等によって表面の回復が、緩解といわれる状態がまいるけれども、しかし結局は死亡するという例が非常に多いのであります。私の手元にも小児ガンで子供をなくしたお母さんからの手紙がいろいろと届いております。私はこれを読みまして、涙なしには見ることができなかつたのでありますけれども、こういう例は全国各地に山積をしておるのではないと思ひます。しかも子供は助けたい、病氣はなおしてやりたい、しかし治療費にはたえかねる、こういういわば悲痛な叫びに対して、私はこれを黙って見過ごすわけにはいかなんじやないか、こういうふう

に思っておるわけでありまして、

しかし、これに対処するところの国の対策の実態というのはきわめて貧弱であります。国立がんセンターに子供の部屋というのがあるそうでございますけれども、わずか十五ベッドがこの子供の難病に対して当てられているところの病床である、こういうふうな状態は聞いておるわけでございます。小児ガンの研究費を含めた助成費といふのはわずか五百万円に足りない、こういう実情であると承っておりますのであります。アメリカに

て、ジミー・ファン・ド・ウーリッパ財団の中であつて、これは小児ガンに対して積極的に取り組んでいる、こういう状態でありまして、国立がんセンターの話をいたしましたけれども、専門医はわずか二人、看護婦はおとなのベッド三十ベッドを含めて三人、夜一人という状態であるといふことを私も聞いておるわけで、現在のこの国の政策の貧困さに対して嘆かざるを得ないのであります。

この小児ガンについては、いま申し上げたように、何としても治療費がたかさんかかると。病院への支払いが一日平均四千円ぐらいかかるのではありませんか。しかも、これに加えて付き添いのための食事代、あるいは親たちが病院に通うところの交通費等を含めるとなれば一日大体五千円ぐらいはかかるのではないかと聞いておるのであります。たとえ医療保護を受けましても、いわば部屋はできるだけ個室がほしい、こういう状態からい

ましても、一日三千円ぐらいはどうしても最低必要であるという状態を私どもはよく認識をしなければならぬと思ひます。加えて、この小児ガンにかかった子供に対して一番必要なのは、何と云つても輸血であります。しかもこれは保存血ではなくて生鮮血を必要とするところに実は大きな壁がございまして、これらのものを加えて見ますと、たとえば半年間入院をいたしましたも治療費が七十万もかかる、こういうことを実はわれわれは承つておるのであります。こういった治療費の膨大なのにたえかねてやむなく退院をさせる、

こういう例も実は間々あるわけでございます。子供の死亡を待つばかりという悲惨なことを私は聞き伝えて、まさに腹の中が煮えくり返るような気がいたしておるわけでありまして、

こういった現状に照らして、私どもはこの小児ガンの対策というものを、いまや国の責任において早急に立つべき段階にきたと私は認識をいたしておるわけでありまして、もちろん小児ガンだけが病氣ではございません。子供がかかる病氣は、それ以外にもたくさんある病氣がございまして、長くなる病氣もございまして、医学上ま

だ十分な原因の究明あるいは治療対策等がはかられておらないものもございまして、しかし、いづれにいたしましても、この難病中の難病といわれる小児ガンに対して、国の対策というものが確立することは、すなわちそれ以外の子供の病氣あるいはおとなの病氣も含めて、国民が悩んでおるところの困難な病氣に対して、国の施策が進む一つの里塚、突破口になるのではないかと、こういうふうに私は私は考えておるわけでございます。そういう点で厚生大臣以下厚生省当局もいろいろと悩んでいらつしやると思ひます。率直に言つて私はいろいろと苦勞されておると思ひますけれども、このいわば随所に起こつておるところの小児ガンの悲惨な状態を踏まえて、これに対処するところの対策をこの際ひとつ前進をさせる必要に迫られてきておるのではないかと私は思ふわけであり

ます。現状の認識について大臣もおわかりだろと思ひますけれども、まだまだ十分な調査が行き届いておらないために、実態の把握も実は十分ではございません。しかし、ともかくもいろいろとこれに対処するところの、いわば国民的なキャンペーンもしかれており、あるいは生鮮血を求めるところの学生の立ち上がり等も実は見られておるという現状の中から、これに対して何らかの措置をすべきであるということに対しては、私の意見に御賛同いただけると思つてございまして、ひとつこの際大臣から、現在の状態に対して、あなた方は一体どういふふうなことをしようとするのかという点に対して、まず基本的な考え方を承りたいと思ひます。

○内田国務大臣 田邊委員からだんだんと小児ガンの治療あるいはまた小児ガンを持たれる親の方の苦痛、ことにそれは経済的苦痛と精神的苦痛の両方をあわせ背負つたような状態にあられること、それは私も全く同じ思ひでございます。実は私もわが子に最近ガンの子供を持つ親の会の代表者の方々にもお目にかかりましたし、また学会を担当されるほうの医師の代表の方々、また学会

の方々にもお見にかかりまして、この小児ガンというものが非常に私どもが一その関心を持たなければならぬ疾病でありますこと、またその治療の方法や組織につきましても今後さらに国が配慮すべき幾多の点があることを感じておるものでございます。でございますが、これまで国のそれに対する施策というものは、御指摘のとおり十分でなかった点があることを、また同時に私は正直に認めております。

今日は国民皆保険、皆医療の時代にはなっております。ことに保険の場合には、被保険者本人の場合には、企業におつとめの方々にはこれは全額保険負担というふうなこともございましょうけれども、小児ガンというものは医療保険の被保険者本人では全くないわけでありまして、家族でありますために、そういう保険制度がございまして、やはり患者の自己負担、すなわちその両親の負担というものが残されております。また手術費も、たゞいまお話がございましたように、非常に多額を要するものでございまして、その辺につきましましては、私は保険だけですべてを処置し得ると思いませんので、何らかの社会があるいは国が力をかすべき対象のものであるとほんとうに私は考えます。

直接的には、国が出します場合には公費医療というふうなものの対象にできるかできないかということでございますが、これは田邊先生もよく御承知のとおり、ガンで死亡される方は、子供さんばかりでなしに、おとも含めると年間十一、二万人ございまして、わが国における死亡原因の第二位を占めております。その中で小児ガンで死亡される子供たちは年に二千人内外と、こういう状態でございまして、実は同様の病状、たとえば小児のじん臓疾患でありますとか、あるいはまた小児の後天性の心臓疾患でありますとか、あるいは子供のリー・マチ熱とかいうような、これは病気が違いますが、同じようにまことに悲惨で、精神的にも経済的にも親を必常に苦しめる病状がございまして、それらに対する取り扱いをもあわせて考

えていかなければならないという問題がございします。

しかし私は、正直のところ、それを一ぺんに解決することができなくても、社会的にもこれだけ大きな反響を呼んでおります小児ガンというもの、突破口として、私がいま述べましたような幾つかの小児の悲惨な病状、また両親の苦しみを救う道を開いてまいりたいと真剣に考えておりますが、何しろ国費といふと、あるいは公費支弁といふことになりまして、結局は大蔵省と交渉の問題もございまして、大蔵省と交渉を強く私は進めていきたい、こういう考え方でございします。また、公費負担ばかりでなしに、御指摘がございしましたような治療の研究とか、治療の組織というものがございしても、先ほども述べましたように、学界やまた医師の側から御要請もございしますので、それらの対応策につきましてもぜひ進めてまいらなければならぬ、こういう気持ちを持つものでございします。

○田邊委員 何しろ公害国会にふさわしい審議の中で、私が特にこれを取り上げたのは、いま大臣がお話のするように、国の政策というのは一つのバランスの上に立つことは私も十分承知してはいます。したがって、小児リー・マチやあるいはじん臓疾患、心臓疾患ということ、それ以外においても実はいろいろ悩みの多い病状にかかっておる子供があることは私も承知しておりますが、私は、その中でも難病中の難病といわれ、死亡がこれだけ多い小児ガン——小児が非常にたくさんかかる、しかも、あとでお聞きをいたしますが、いわゆる生鮮血を必要とするという特別な病状、これに対して国があたたい措置をすることは、他のそれらのものに対するところのやうな一つの大きな礎石になる、こういう認識でありまして、その点は大臣と一致をいたしました。したがって私は、いま日本小児科学会の総会やあるいは小児外科学会の総会等において決議された、この要望を大臣が受けて、ひとつ前向きに善処したい、こういうお答えがあったことも十分承

知をしながら、これらに対する具体的な対策をぜひひとつ進めてもらいたいということを実は要望しておるわけでございします。

東京都において、この小児ガンの患者の本人負担分について都が肩がわりする、こういう措置をとったことも聞いておるわけでございまして、これらの予算措置というものを都がやっております。これは、一つの画期的な事実だろつと思つておるわけでございします。国は国なりに私は悩みが多いと思つておる。そこで、四十六年度の概算要求をしておりますから、直ちにそのワケ外において問題の処理に当たることが現在の時点においては困難だと思つておる。しかしそれにはそれのくふうがあると思つておる。したがって、政府がいろいろと考えていらつしやること、たとえば各種の研究費、その中にこの問題をとらえて、これに対するところの対処をするということ、これも、これまた不可能ではないと思つておる。わけでございます。特別研究費の概算要求の中で、特にこれらの問題に対してひとつ特別な研究の措置を講ずるような、そういう考へ方を出すことも一つの方法ではないかと思つておる。おるわけでありまして、直ちに全面的な公費負担という措置がとれなくても、ひとつ現在の時点の中で一つでもその道が開けるといふことに對して、大臣の決意とくふうを国民は要望しておる。こういうふうに私は思つておるわけでございします。私があまり多く突っ込んで、いま幾ら要求しておるのだ、これだけは回すべきだといふようなことを話すことは、私はあえていたしませんけれども、しかし私の言わんとする趣旨はよくおわかりだろつと思つておる。これをひとつ来年度を目ざしての予算の措置について、大臣なりあるいは厚生当局が前向きのお考えがあるならば、この際お答えいただきたい、このように思ひます。

○内田国務大臣 多くは申しませんが、田邊委員が言われましたこと、私は一つの示唆であると考へますので、いろいろ私も苦心してやつてまいり

たいと存じます。

ただ、元来が、いままでの公費医療の対象になつておりますのが一つは主として社会防衛的な疾病と申しますか、らいとか精神とか結核とか伝染病というふうなものから始まりまして、うでございまして、単にお金がかかるからというだけで、はなかなかり上げられておらないようございします。しかし今日の一部の老人医療とか、一部の小児医療とかいうもの、社会防衛的なものでないものを取り上げられるべきという時運に私は来ておると思ひますので、いろいろなくふうをいたしまして善処をしてみたいと思ひます。また、きょうは、幸い御要求によりましてここに医務局長も薬務局長も児童家庭局長もみなそろつて、私の答弁やらあなたのお話を聞いておりますので、皆でくふうをいたしてまいりたいと思ひます。

○田邊委員 これは一つのタイミングというものがあつて、やはりいろいろとわれわれは現在の世論というのに対して——厚生省のやり方に対して私は叱咤激励するのではないかと思つて、したがって、そういう意味合いからいいます。大臣の御答弁がそのまゝひとつ実現の端緒となり、実現の方向に進むことを私は強く要望してみたいと思つておるわけであります。

それから、もう時間がないことを私は承知しておりますので端的にお伺ひいたしますけれども、もう一つの問題は、何といつても血液の問題でありまして、保存血液でない生鮮血なり血小板なりが必要であるという点から、たとえば日赤等でもって血液センターから融通をしてもらうことはできません、しかしこれに対しては、いわば借りた分を返すという、こういうことが必要になつてまいります。あるいはまた、一回の生鮮血が大量に必要であるという、こういうこともございします。したがって、これに応ずる人たちというものを登録をし、それをそろえていくことは非常に困難であるというふうに思つておるわけでございしますけれども、現在東京献血学生連盟が献血

の努力を私は心からお願ひしたいと思うのです。具体的な問題をいろいろお聞きしたいのですが、あと二、三分で終わります。

児童家庭局長もおいでですが、やはりこれは子供というワクでもって処理することは一つの大きな効果をあげるものになるのじゃないか、私はこう思っているわけですが、児童家庭局長なり医務局長、国立の小児の医療センターを新設することが企てられておるようでございますけれども、それらの子供がおとなと接触をして多感な年代における病気に影響があつてはいけませんので、その中に小児ガンなりその他の難病の特殊な

センターなりコーナーを設けることが必要なのではないかというふうに思っているわけでございますが、それらに對して来年度においてもその考え方の趣旨を小児ガンについても生かして適用する、こういうことをぜひやってもらいたいと思っているわけでありますけれども、お考え方がありましたら一言御説明いただきたい。

○松尾政府委員　小児ガンの問題を中心にして体系をつくり出すことはきわめて必要が強いと私は従来から感じております。現在でもガンの治療体系は、すでに御承知のとおり、国立のがんセンターを中心にして都道府県まで一つのネットワークを張るということで整備してまいっております。現在、都道府県の段階で申しますと、約九十七の、都道府県にあるガン診療施設等が整備してまいっておるわけであります。そこではすべてのところに小児科という診療科を持っております。いわばガンの治療機能というものと子供の治療というものがそこで一つの接合ができるような形になっております。しかしながら、さらにこの問題

はもっと子供という問題の特性、ただいま御指摘がございましたような点から、小児ガンも含めまして、小児の医療体系というものはもっと突っ込むべき問題であらうと考えて、そういう意味で国立のがんセンターというものを中心にするという考え方以外に、国立の小児病院という子供を中心にしたセンターがあるわけであります。したがっ

て、その方向を中心にしたしまして、いわば子供にふさわしい治療体系のあるような施設をつくりたい、こういうことで私どものほうでも来年から国立、公立を含めまして都道府県にもそういうセンター、あるいは場合によりまして、御指摘のようなコーナーになるかもしれませんが、そういうものを体系的に整備したい、こう考えておるわけでございます。その際には、私どもは当然子供を特性としての治療を担当するわけでございます。同時に、小児ガンの治療のできるような施設というものにして、小児特有の治療環境あるいは治療施設というものの完備した施設を、お説のとおりにつくりたい、こういうふうに考えておるわけでございます。

○田邊委員 いま申し上げたように、医療の担当の面とあわせて、子供を守る、しかも悲惨な親を救うという立場から私はこの問題に対して対処されるかがどうしても必要であるというふうに思っているわけでございます。ひとつ坂元児童家庭局長も、いま申し上げた子供のサイドからこれを一体どう処理するか、それが他の子供の病気にどういふふうにい影響を与えるかということに対しては十分の考え方があろうかと思うのでありますけれども、これらの対策に対して、あなたのほうの具体的な対策に対してもぜひお願いしたいと思うのですが、いかがですか。

○坂元説明員 小児ガンを含めまして、小児特有の疾病で、しかも治療費等が非常に高額にわたるものが非常にたくさんございます。したがって、そういうような問題全般を含めましてどうするかということは、先ほど大臣がお答え申し上げたとおりでございますが、さしあたり小児ガン問題につきましては、すでに先生ら述べられましたように、いろいろな悲惨な状況なり経済的な負担というような困難な問題がございますので、私ども小児ガン問題につきましては、大臣からも強い御指示をいただいておりますので、この問題については、今後理論的な根拠というものを十分考えながら、一つの方策を今後前向きに検討して

いくという態度でいま省内においてその作業を進めているところでございます。

○田邊委員 大臣、いろいろとお聞きをしまして、私は意を尽くしませんけれども、私の意味するところは十分おわかりのとおりだろうと思うのであります。どうかひとつ幼い子供に将来の寿命を与えてやる、そうしてまた、若い親たちに対して光明を与えてやる、こういう立場のあたたかい仕事というものが厚生省当局によってなされ、厚生大臣の決意と勇断によってその道が開かれることを望んでいることを十分お含みをいただいて、これに対してひとつ大きな厚生行政の光をさしてもらいたいということを私は強く要望いたすわけであります。

最後に、大臣から繰り返してひとつこの問題に対して決意のあるところを一言伺いたいとして、私の質問を終わりたいと思います。

○内田国務大臣 先ほども申しましたとおり、近來この問題は私の心に大きくかかっている問題でもございますので、最善の努力を尽くしてまいりたいと存じております。

○倉成委員長 次回は、明十一日午前十時理事會、十時三十分委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。

午前十一時五十四分散會